

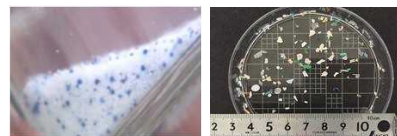
美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要

背景

- ①海岸に大量のごみが漂着しているのみならず、漂流ごみや海底ごみが船舶の航行・漁場環境の支障となり、海洋環境に影響。また、台風等の災害により大量に発生した海岸漂着物等が、住民の生活や経済活動に影響。
- ②住民の生活や経済活動に支障が生じている漂流ごみ及び海底ごみへの対応について、現行法において明確に位置付けられていない。
- ③海岸漂着物等は、国民生活に伴い発生したプラスチックごみが多くを占めており、3Rの推進による循環型社会の形成を進めることが重要。
- ④マイクロプラスチック(*)が有害化学物質を吸着又は含有し、食物連鎖等を通じて海洋生態系に影響すること等が懸念。国内のみならずG7やG20等国際的関心も高まっており、喫緊の課題。
- ⑤海岸漂着物対策は民間団体等が果たす役割が大きく、その活動を更に促進するための支援が必要。
- ⑥海岸漂着物等の発生抑制に関する国内外の関心が高まる中、回収処理、リサイクル等に関する知見等を有する我が国が率先して国際連携・国際協力を行うことが期待されている。

(※)マイクロプラスチックには、マイクロサイズで製造されたもの(化粧品等に含まれるマイクロビーズ等の1次マイクロプラスチック)と、大きなプラスチックが自然環境中で破砕・細分化されたもの(2次マイクロプラスチック)がある。

(左図)洗顔料に含まれるマイクロビーズ(1次マイクロプラスチック)
(右図)微細なプラスチック片(2次マイクロプラスチック)



改正の概要

※施行期日:公布の日(平成30年6月22日)

①目的の改正(第1条)

・海岸漂着物等が海洋環境の保全を図る上でも深刻な影響を及ぼしている旨及び海岸漂着物等が大規模な自然災害の場合に大量に発生している旨を追加。

②「漂流ごみ等」の追加、漂流ごみ等の円滑な処理の推進(第2条、新第21条の2)

・沿岸海域に漂流し、又はその海底に存するごみ等を「漂流ごみ等」と定義し、「海岸漂着物等」に追加。
・国及び地方公共団体は、地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない旨を規定。

③3Rの推進等による海岸漂着物等の発生抑制(第5条)

・海岸漂着物対策は、循環型社会形成推進基本法等による施策と相まって、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるよう十分配慮されたものでなければならない旨を追加。

④マイクロプラスチック対策(新第6条第2項、新第11条の2、附則第2項)

・海岸漂着物対策は、海域においてマイクロプラスチック(微細なプラスチック類をいう。)が海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあること及びその処理が困難であること等に鑑み、海岸漂着物等であるプラスチック類の円滑な処理及び廃プラスチック類の排出の抑制、再生利用等による廃プラスチック類の減量その他その適正な処理が図られるよう十分配慮されたものでなければならない旨を規定。
・事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努めるとともに、廃プラスチック類の排出が抑制されるよう努めなければならない旨を規定。
・政府は、最新の科学的知見及び国際的動向を勘案し、海域におけるマイクロプラスチックの抑制のための施策の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨を規定。

⑤民間団体等の表彰(新第25条第3項)

・国は、海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努める旨を規定。

⑥国際的な連携の確保及び国際協力の推進(新第28条の2)

・国は、対策の推進に関する国際的な連携の確保及び国際協力の推進に必要な措置を講ずる旨を規定。